

令和元年度 事業報告書

令和元年度（以下「本年度」という。）においては、当協会のウェブサイトを全面的に刷新し、利用者が、当協会の事業に関する基本的な情報に、よりアクセスしやすい環境を整えた。

主要な事業の一つである商事仲裁及び商事調停について、その広報活動を強化するために、2名の弁護士をADR広報担当に任命するとともに、国内外での仲裁イベントにスピーカーとして積極的に参加した。また、調停の利用を促進するために、商事調停規則を改正し、本年度2月1日付で施行した。さらに、当協会の月刊誌JCAジャーナルを、本年度1月号より「国際商事紛争の予防と解決」に特化した雑誌としてリニューアルした。

もう一つの主要事業であるカルネ事業については、申請者の利便性の向上及び当協会の業務効率化を図るため、電子申請システムの開発に着手した。カルネ事業の発給件数は、新型コロナウイルスによる展示会の中止・延期、渡航不可などの影響を受け、7,487件（対前年度比▲10.6%減）で前年度実績を下回った。

本年度に実施した主な事業は、下記のとおりである。

I. 仲裁及び調停事件の処理

1. 仲裁事件

仲裁の申立て件数は、11件であった（図1）。緊急仲裁の申立ては2件であった。

当協会の仲裁収入となる各申立ての管理料金の合計額は、3,487万円となった（図1）。本年度の申立て件数は、過去10年でも2番目に低い水準であったことに加え、昨年度と異なり大型の仲裁事件の申立てがなかったことから、管理料金収入も過去10年で2番目に低い水準となった（図1、表1）。なお、管理料金の合計額には、昨年度に申立てのあった事件について請求金額が変更されたことにより、本年度に支払われた約1,025万円の追加の管理料金が含まれている。

緊急仲裁の申立ては、商事仲裁規則（2014年2月1日改正施行）において制度を導入して以降初めての申し立てとなった。

近年申立件数が減少している1つの要因としては、国際商工会議所や外国政府を事実上のスポンサーとする海外の仲裁機関との競合が激しくなっていることが挙げられる（図2）。

図1 10年間の申立件数及び収入の推移

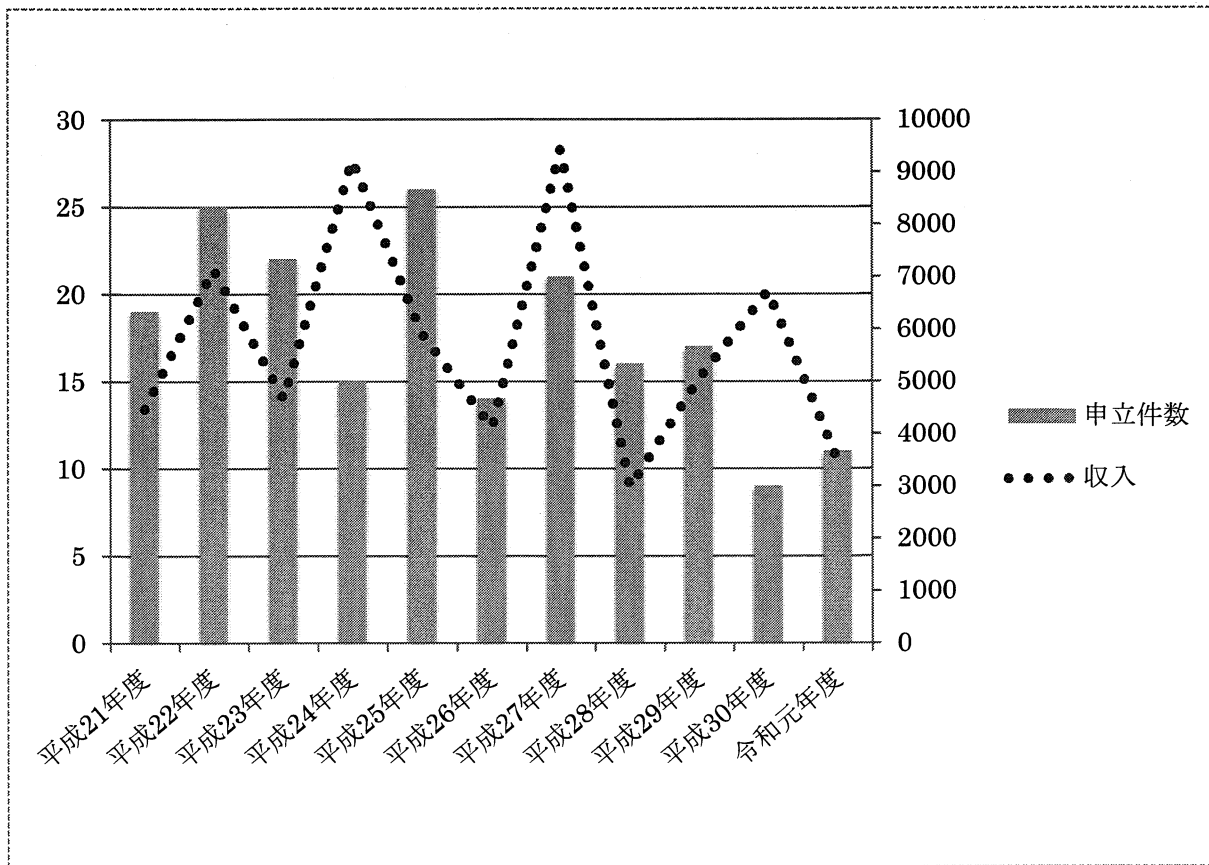
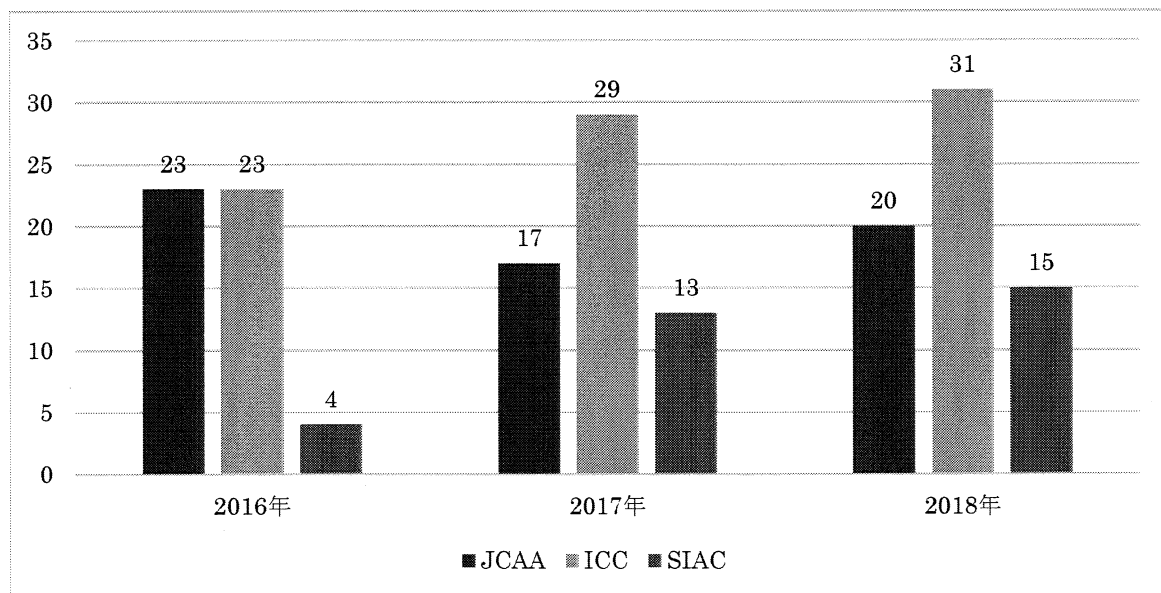


図2 JCAA、ICC及びSIACの仲裁における日本の当事者数



(参考) JCAA の 2019 年の日本の当事者数は 9

表 1 請求金額ごとの申立件数

請求金額及び 請求の経済的価値	件数	
	令和元年度	(参考) 平成30年度
1000万円以下	1	1
1000万円超 5000万円以下	4	1
5000万円超 1億円以下	0	1
1億円超 10億円以下	2	3
10億円超 50億円以下	2	0
50億円超 100億円以下	0	1
100億円超	0	1
経済的価値の算定 ができない、 または極めて困難 である請求	2	1
合 計	11	9

表 2 当事者の国籍

申立人		被申立人	
所在国／地域	人数	所在国／地域	人数
日本	6	日本	9
インド	2	韓国	8
香港	1	中国	3
アラブ首長国連邦	1	台湾	1
中国	1	シンガポール	1
ベトナム	1		

表 3 契約類型

契約類型	件数
合併	4
売買	4
秘密保持	1
融資	1
貸金	1

2. 調停事件

平成26年4月1日施行の商事調停規則に基づく調停事件の申立ては1件であり、令和2年度への継続事件となった。

令和2年2月1日より施行した商事調停規則に基づく調停事件の申立ては1件であり、令和2年度への継続事件となった。

前年度から係属していた国際商事調停規則に基づく調停事件（1件）は、相手方の不応諾により手続を終了した。

II. 協会の仲裁・調停制度の改革に向けた新たな試み

商事紛争の有効な解決方法として、調停手続への関心が高まっていることに伴い、ビジネス界のニーズに応えることのできる調停制度とすることを目的とし、これを国内外へプロモートしていくため、本年度は以下の新たな取組みを行った。

1. 商事調停規則の改正制定及び施行

現行の2つの調停規則（商事調停規則及び国際商事調停規則）を統合し、新たに1つの調停規則を施行するために「JCAA 調停規則改正・制定等検討委員会」を6月に設置し、計4回の会合を開催して、規則案の検討を行った。

JCAA 調停規則改正・制定等検討委員会委員名簿（敬称略・50音順）

委員長 山本和彦（一橋大学教授）

委員 出井直樹（弁護士）

委員 垣内秀介（東京大学教授）

委員 ダグラス・K・フリーマン（弁護士）

委員 森 大樹（弁護士）

上記規則の改正・制定を検討するに当たっては、利用者のニーズに的確に対応した調停制度とすべく、7月から10月までの間に、弁護士や学者等の専門家計3名から個別に意見聴取をしたほか、企業の法務担当者や契約管理担当者、弁護士等の専門家との意見交換会及び説明会を計4回開催した。

商事調停規則の改正案について、10月9日から11月8日までの期間におい

てパブリック・コメントを募集し、国内外25名よりコメントを得た。当該コメントを踏まえて修正した商事調停規則の改正案が12月の理事会において承認され、令和2年2月1日に施行された。

なお、この商事調停規則は裁判外紛争解決の促進に関する法律における法務大臣認証を引き続き維持している。

2. 「当協会の仲裁 ADR 広報担当」の任命

当協会の仲裁 ADR に関する対外的な広報活動を強化するため、仲裁を含む国際的な紛争解決について豊富な知見と経験を有する二瓶ひろ子弁護士を、10月2日付で、Tony Andriotis 外国法事務弁護士を、3月11日付で、それぞれ非常勤の仲裁 ADR 広報担当に任命した。

二瓶弁護士と Andriotis 弁護士は、当協会が主催する仲裁 ADR に関するシンポジウム、セミナーその他のイベントを企画及び実施することに加え、仲裁 ADR に関する外部のイベントに参加し、当協会の仲裁 ADR の広報のため、プレゼンテーション等を行う。

なお、二瓶弁護士と Andriotis 弁護士は、現在所属している法律事務所での弁護士業務を引き続きフルタイムで継続し、当協会の仲裁及び調停事件の手続管理には一切関与せず、それらに関する情報にも接することはない。

3. 仲裁人候補者データベースの一層の充実

仲裁人・調停人候補者データベースについて、仲裁人候補者として相応しい候補者を追加登載し、データベースを充実させた。その結果、登載者の数は、仲裁人については、383名（うち、日本人102名、外国人281名）、調停人については211名（うち、日本人80名、外国人131名）となった。

III. 仲裁・調停及び紛争予防等に関する普及啓発事業

1. 中堅・中小企業への仲裁制度の普及啓発の強化

(1) 仲裁制度の普及啓発のための政策支援機関との協力

海外展開に関心があり、又は展開中の中堅・中小企業に対し、よりピンポイントで仲裁の普及啓発を行うため、政策実施機関に協力要請を行ってきたが、本年度も引き続き政策実施機関（日本貿易振興機構（ジェトロ））に協力要請を行った。その結果、ジェトロが主催する海外進出セミナーに講師を派遣した。

- 「安全保障貿易管理説明会」

（令和元年10月3日）

- ・主催：経済産業省北海道経済産業局

- ・共催：ジェトロ北海道

当協会以外の講師派遣政策支援機関：経済産業省安全保障貿易検査官室

- 実践グローバルビジネス講座「英国の EU 離脱（ブレグジット）セミナー」

（令和元年10月16日）

- ・主催：ジェトロ仙台、宮城県、(公社) 宮城県国際経済振興協会
当協会以外の講師派遣政策支援機関：ジェトロ海外調査部
- 「技術流出防止管理説明会・安全保障貿易管理に関する個別相談会」
(令和元年11月5日)
・主催・共催：ジェトロ名古屋、刈谷市、中部経済産業局
当協会以外の講師派遣政策支援機関：経済産業省安全保障貿易管理課
経済産業省知的財産政策室
- 海外ビジネス人材育成講座 第7回「英文契約書 基礎編」
(令和元年11月27日)
・主催：ジェトロ香川、香川県
当協会以外の講師派遣政策支援機関：中矢一虎法務事務所
- ベトナム・中国経済概況セミナー/個別相談会
(令和元年12月11日)
・主催：ジェトロ広島
- 日米貿易協定セミナー ～米国向け輸出における特惠関税の活用～
(令和2年2月5日)
・主催：横浜商工会議所、ジェトロ横浜
当協会以外の講師派遣政策支援機関：ジェトロ海外調査部
- 海外展開セミナー「海外にも売れる商品・サービスとは？～外国人が魅力に感じるポイントを学ぼう～」
(令和2年2月19日)
・主催：九州経済産業局、九州経済国際化推進機構、(一社) 九州経済連合会、福岡県、宗像市、九州知的財産活用推進協議会、福岡商工会議所、ジェトロ福岡、福岡貿易会、福岡アジアビジネスセンター、中小企業基盤整備機構九州本部
・後援：中間市、古賀市、福津市、宮若市、新宮町、久山町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
当協会以外の講師派遣政策支援機関：
ジェトロ福岡貿易情報センター
中小企業基盤整備機構九州本部、福岡県商工部新事業支援課

(2) 海外展開支援協議会との協力

中堅・中小企業への仲裁の普及啓発のさらなる機会を得るため、また、中堅・中小企業の海外展開を支援する官民の担当者に対する仲裁制度の一層の周知を図るために、官民が連携して設立した各種協議会(中堅・中小企業の海外進出を支援すること及び関係機関の支援策を周知活用させることを目的)に海外進出支援機関として参画しているが、協議会が主催する会合に講師を派遣して仲裁制度の説明を行った。

- 新輸出大国コンソーシアム事業専門家(パートナー) 研修
東京(令和元年9月2日)
大阪(令和元年9月9日)

・主催：ジェトロ

(3) (公社) 日本仲裁人協会との協力

中堅・中小企業への国際調停の普及啓発のさらなる機会を得るため、
(公社) 日本仲裁人協会関西支部が主催するセミナーへの後援を行った。

● 「国際調停の時代へ」

開催地：大阪（令和元年12月9日）

2. 国際仲裁シンポジウム・国際会議への参加

国際仲裁シンポジウム・国際会議に積極的に参加し、当協会の仲裁制度を紹介した。

● 「2019 Taipei Symposium on International Arbitration Rules」

主催：Chinese Arbitration Association, Taipei

開催地：台湾

当協会の道垣内正人特定業務執行理事（仲裁・調停担当）がスピーカーとして参加した（令和元年8月14日）。

● 「2019 Taipei International Conference on Arbitration and Mediation」

主催：Chinese Arbitration Association, Taipei, Asian Center for WTO
& International Health Law and Policy, National Taiwan
University

開催地：台湾

当協会の道垣内正人特定業務執行理事（仲裁・調停担当）がスピーカーとして参加した（令和元年8月15日）。

● 「6th Annual International Arbitration, regulatory & Competition
Law Global Summit」

主催：Wolters Kluwer

開催地：東京

当協会の板東一彦理事長が基調講演を行った（令和元年9月12日）。

● 「Introduction of New Arbitral Rules and Arbitration Practice
developed in Germany and Japan」

共催：法務省、German Arbitration Institute、在ドイツ日本大使館、
ジェトロ、Japan International Dispute Resolution Center

開催地：ドイツ連邦共和国ベルリン

当協会の道垣内正人特定業務執行理事（仲裁・調停担当）がスピーカーとして参加した（令和元年9月12日）。

● 「5th IPBA (Inter-Pacific Bar Association) Arbitration Day 2019」

主催：Inter-Pacific Bar Association

開催地：大阪

当協会の板東一彦理事長がランチスピーチを行った（令和元年11月13日）。また、当協会の二瓶ひろ子仲裁広報ADR担当が“Session 1. Arbitral Institution in Asia”にパネリストとして出席した（令和元年11月13日）。

- 「APRAG (Asia Pacific Regional Arbitration Group) Conference 2020 Thailand」

主催：タイ

当協会の二瓶ひろ子仲裁広報ADR担当が、“Session 8. Latest Developments of APRAG Members”にスピーカーとして出席した（令和2年1月17日）。

3. 商事仲裁に関するセミナーの開催

協会の新しい仲裁制度を広く利用者に知ってもらうため、セミナーを開催した。

- 「JCAAの3つの仲裁規則と仲裁条項のドラフティング」（大阪）
（平成31年4月3日）（大阪商工会議所との共催）
- 「JCAAの3つの規則と仲裁条項のドラフティング」（名古屋）
（令和元年5月17日）

4. 商事仲裁に関する他機関主催の国内向け説明会等への講師派遣

関係機関、業界団体等に対し、仲裁の普及啓発に向け、説明の機会を求めるとともに、イベントへの講師派遣の要請に積極的に応じた。

【（ ）内は主催団体】

- 「国際仲裁の実務－仲裁機関の選択のポイント」
（平成31年4月4日）（弁護士法人 淀屋橋・山上合同 大阪事務所）
- 「JCAAの3つの仲裁規則のもとでの仲裁について説明」
（平成31年4月12日）（弁護士法人大江橋法律事務所 東京事務所）
- 「国際仲裁の基本と実務について説明」
（平成31年4月12日）（㈱エイチアンドエフが主催する北陸所在企業の勉強会）
- 「JCAAの3つの仲裁規則のもとでの仲裁について説明」
（平成31年4月19日）（弁護士法人大江橋法律事務所 大阪事務所）
- 「JCAAの3つの仲裁規則のもとでの仲裁についての説明」
（平成31年4月24日）（公益社団法人関西経済連合会）
- 「JCAAの3つの仲裁規則のもとでの仲裁について説明」
（令和元年5月29日）（オリック東京法律事務所（外国法共同事業））
- 「JCAAの3つの仲裁規則のもとでの仲裁について説明」
（令和元年6月3日）（森・濱田松本法律事務所）
- 「ビジネス取引における裁判外紛争解決手段について説明」
（令和元年11月21日）（全国中小貿易業大阪連盟）

- 「日本における貿易・投資の紛争処理制度」
(令和2年2月5日)(株)ワールド・ビジネス・アソシエイツが受託する
JICA 研修業務)
- 「International Commercial Arbitration and Mediation」
(令和2年2月13日)(桃尾・松尾・難波法律事務所、Sidley Austin
共催)
- 「国内外ビジネスにおける裁判外紛争解決手段について説明」
(令和2年2月14日)(全国中小貿易業兵庫連盟)

5. セミナー・研究会の主催（共催を含む）

国際取引契約におけるリスク対応を主なテーマとして、セミナー・研究会を開催した（Ⅷ. 参考資料「主催セミナー・研究会一覧」参照）。

6. 専門誌による情報発信

(1) JCA ジャーナル

仲裁や調停を含む国際紛争処理や国際商取引の法務・実務に関する有益な情報提供を目的として、法律家や実務家、企業の方々を執筆者とする専門誌「JCA ジャーナル」を毎月発行し、会員を中心に配付した。昨年度から継続している連載の他、本年度上期の主な特徴は以下のとおり、昨年度に施行した3つの新しい仲裁規則（UNCITRAL 仲裁管理規則・商事仲裁規則・インタラクティブ仲裁規則）に関わる記事である。

- 3つの新しい仲裁規則のもとで考えられる仲裁条項について提案する記事を掲載した。また紛争解決条項のドラフティングの際に知っておくべき、基本的な点についても説明する記事を掲載した。
- 3つの新しい仲裁規則の解釈・適用の参考となるように、「商事仲裁規則改正・制定検討委員会」の委員として仲裁規則の改正、制定に関与された方々を招いて座談会を開催し、その議事録を掲載した。
- インタラクティブ仲裁規則は、仲裁手続の過程において当事者と仲裁人との間で「対話」を行うことに特徴がある。本仲裁規則のもとでの手続では、仲裁廷は事実と主張と争点の整理を書面で行うとともに暫定的な考え方を提示することとされている。これらの特徴的な手続について、学者・元裁判官・弁護士の各視点から、その有用性を論じる記事を掲載した。

本年度下期においては、令和元年1月号より、他の法律雑誌との差別化を図るため、JCAジャーナルの掲載記事を「国際商事紛争の予防と解決」に関する論考に特化するように変更した。すなわち、仲裁・調停のみならず訴訟も扱い、これらによる紛争解決と、その前提としての紛争発生の予防も扱うことにより、この分野については必ず検索・参照してもらえらる専門誌を目指すこととした。また表紙のデザインも一新した。このような編集方針の変更を踏まえ、新たに以下のテーマについて詳細に解説する連載を開始した。

- 「シンガポール紛争解決最前線」
- 「世界の外国判決の承認・執行制度—理論と実務の観点から」

(c) 「外国判決の承認・執行に関する新しいハーグ条約」

(2) Japan Commercial Arbitration Journal

JCAA として日本における国際ビジネス紛争の解決に関する情報の国際的な情報発信は重要である。従来発行していた「JCAA Newsletter」ではその媒体としては不十分であると考えられることからこれを廃止し、令和2年度(夏以降に発刊)に、より読者を確保できる形(執筆者にインセンティブを与えることができる形)の「Japan Commercial Arbitration Journal」を新たに発行することとし準備を開始した。同誌では、優れた研究者による外国向けの、日本の「仲裁・ADR」と「訴訟」に関する情報発信として相応しい学術論文や実務家による有益な論文等を集めて掲載する予定である。

7. 各種相談の実施

(1) 法律相談・貿易実務相談

国際取引に内在するリスクの所在を指摘するとともに、これを回避する手段等について助言すること、またトラブルを予防・解決するための手段や方法について助言することを目的として、下記の各種相談事業を実施した。

(a) 法律相談

国際取引、国際契約等の分野に幅広い知識と豊富な経験を有する渉外弁護士が担当している(相談件数: 38件)。

内容: 代理店契約に関わるに紛争予防及び解決についての相談が多く、そのほか知的財産権に関わる相談、秘密保持契約に関わる相談などがあった。相談の対象国については、アジア、米国からヨーロッパまで幅広く見られた。

(b) 中国メインランド・台湾専門法律相談

トラブルに中国・台湾固有の事情が多々存在することもあることに鑑み、中国・台湾問題専門の日本人弁護士と中国及び台湾弁護士資格を有する中国律師が企業の様々な質問に対応している(相談件数: 13件)。

内容: 中国・台湾企業の買収・売却、中国・台湾での訴訟手続・仲裁手続等の相談があった。

(c) インド専門法律相談

日本企業のインド進出増加に伴い、東京本部において、インド固有の様々な法的リスクに対し助言を行うことを目的として、インド専門弁護士が担当している(相談件数: 2件)。

内容: インドの倒産法の手続についての相談があった。

(d) 国際取引契約・貿易実務専門相談

実務経験豊富な渉外弁護士、貿易実務専門家及び当協会職員が、国際取引契約の法務・実務問題についての助言や日常生じている様々な貿易実務にかかわ

る問題等について対応している（相談件数：9件）。

内容：海外向けの輸出手続や未払代金の回収についての相談等があった。

（2）仲裁・調停相談

仲裁に関する一般的な内容や当協会の仲裁規則や手続実務に関する具体的な質問まで、当協会職員が、電話あるいは面談の方式により対応している（相談件数：114件）

内容：仲裁に関する一般的な内容に関するものの他、仲裁地の選択など仲裁条項の作成に関する質問、当協会の仲裁手続や手続に要する費用、海外における仲裁判断の執行に関する質問・相談があった。

8. 国内 ADR 推進事業の実施

（1）普及・啓発の実施

ADR法に基づく認証紛争解決事業者として、商工業者に対し商事取引に伴う紛争の未然防止やADRを含む紛争解決制度の概要等を広く周知するため、PRパンフレットを大都市商工会議所、日本貿易振興機構、その他関係機関等に配布し、普及・啓発活動を行った。また、各団体が主催する貿易実務講座や海外進出セミナー等において、仲裁制度を紹介する資料及び当協会が発行する英文・中文契約書ひな型の案内資料等を配布した（計61回）。

（2）ADR関係機関との連携・協力の実施

公益社団法人日本仲裁人協会、一般財団法人日本ADR協会の諸事業への参加、協力などを行った。

9. その他、仲裁・調停及び紛争予防等に関する広報活動

ジェトロ・商工会議所等の各関係機関担当部署及び金融関係機関との連携構築への働きかけを行い、当協会が主催するセミナーの広報活動の協力を依頼した。また、各団体が主催する海外進出セミナーにおいて、仲裁制度を紹介する資料及び当協会が発行する英文・中文契約書ひな型の案内資料等を配布した（計23回）。さらに、本年度から、地方の商工会議所及びジェトロ事務所に対し英文・中文契約書ひな型の見本の配布を開始した（計13か所）。

IV. カルネ事業

1. 全カルネ発給実績

カルネについては、平昌オリンピック・パラリンピックがあった平成29年度まで概ね着実に増加しており、平成30年度も件数は微減（▲1.8%）となったが、収入は増加（1.8%）した（表5）。

本年度に入ってから12月までは月々の増減はあるものの、発給状況は弱含みにとどまっていたが、1月から、特に2月以降は新型コロナウイルスによる展示

会の中止・延期、渡航不可などの影響を受け、件数・収入ともに大幅な減少を続け、前年度と比べて件数は▲１０．６％減少、収入は▲１１．４％減少した（表４、表５）。

なお、新型コロナウイルスの影響によるカルネのキャンセルについては、３月６日からキャンセル料は不要（受領済の発給手数料等は全額返金）の特例措置を講じた（令和２年４月１５日までのカルネ発給申請に限る）。

表４ 令和元年度の全カルネ発給実績

	発 給 件 数					収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	計	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
４月	115	319	144	578	97.8	1,787	97.3
５月	105	394	163	662	84.1	2,109	83.1
６月	141	405	224	770	94.9	2,499	101.6
７月	109	329	165	603	104.5	1,940	94.1
８月	108	351	235	694	113.4	2,269	110.6
９月	134	351	222	707	93.8	2,147	90.7
１０月	96	372	227	695	90.4	2,135	88.7
１１月	81	395	135	611	97.1	1,847	94.8
１２月	183	371	147	701	117.4	2,153	117.2
１月	145	357	183	685	90.6	2,056	90.0
２月	114	309	138	561	69.8	1,720	72.7
３月	37	114	69	220	31.9	787	34.1
計	1,368	4,067	2,052	7,487	89.4	23,448	88.6

表５ （参考）１０年間の全カルネ発給実績

	発 給 件 数		収 入	
	(件)	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
平成22年度（2010年度）	7,363	112.1	21,637	111.9
平成23年度（2011年度）	7,441	101.1	21,670	100.2
平成24年度（2012年度）	7,566	101.7	22,428	103.5
平成25年度（2013年度）	7,883	104.2	23,435	104.5
平成26年度（2014年度）	7,968	101.1	23,824	101.7
平成27年度（2015年度）	8,236	103.4	24,846	104.3
平成28年度（2016年度）	8,364	101.6	24,635	99.2
平成29年度（2017年度）	8,531	102.0	26,012	105.6
平成30年度（2018年度）	8,376	98.2	26,467	101.8
令和元年度（2019年度）	7,487	89.4	23,448	88.6

2. A T Aカルネ

(1) A T Aカルネ発給実績

全カルネのうち95%を占めるA T A条約に基づくカルネの発給は、本年度に入ってから12月までは月々の増減はあるものの、発給状況は弱含みにとどまっていたが、1月から、特に2月以降は新型コロナウイルスによる展示会の中止・延期、渡航不可などの影響を受け、件数・収入ともに大幅な減少を続け、前年度と比べて件数は▲11.0%減少、収入は▲11.3%減少した(表6、表7)。

表6 令和元年度のA T Aカルネ発給実績

	発 給 件 数					収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	計	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
4月	105	301	139	545	95.4	1,705	96.3
5月	101	382	156	639	85.0	2,035	84.6
6月	135	386	219	740	93.9	2,425	100.9
7月	94	306	150	550	101.5	1,782	90.1
8月	106	341	228	675	117.0	2,207	114.2
9月	128	338	213	679	93.4	2,060	90.6
10月	92	330	220	642	88.4	1,986	87.0
11月	74	376	129	579	97.0	1,757	97.6
12月	179	357	142	678	118.1	2,082	118.0
1月	142	345	178	665	90.4	2,006	91.1
2月	112	294	134	540	69.6	1,673	73.3
3月	36	109	64	209	31.6	756	33.8
計	1,304	3,865	1,972	7,141	89.0	22,474	88.7

表7 (参考) 10年間のA T Aカルネ発給実績

	発 給 件 数		収 入	
	(件)	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
平成22年度(2010年度)	7,017	112.8	20,630	112.9
平成23年度(2011年度)	7,113	101.4	20,728	100.5
平成24年度(2012年度)	7,231	101.7	21,478	103.6
平成25年度(2013年度)	7,523	104.0	22,344	104.0
平成26年度(2014年度)	7,596	101.0	22,597	101.1
平成27年度(2015年度)	7,852	103.4	23,665	104.7
平成28年度(2016年度)	7,971	101.5	23,492	99.3
平成29年度(2017年度)	8,128	102.0	24,821	105.7
平成30年度(2018年度)	8,028	98.8	25,335	102.1
令和元年度(2019年度)	7,141	89.0	22,474	88.7

(2) 再輸出不履行に係る A T A カルネに関する輸入税等の支払い実績

①当協会発給カルネについて、外国税関（外国保証団体経由）に支払った事案
47件／1,764万円

②外国発給カルネについて、本邦税関に支払った事案
71件／1,696万円

3. S C C カルネ（台湾向けカルネ）

(1) S C C カルネ発給実績

S C C 協定に基づくカルネの発給は、発給件数が少ないために、月別の前年度比は件数、収入とも変動が大きい、新型コロナウイルス関連の影響も受け、本年度は、前年度より件数は▲0.6%、収入は▲13.9%の減少となった（表8）。

表8 令和元年度の S C C カルネ発給実績

	発 給 件 数					収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	計	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
4月	10	18	5	33	165.0	82	125.6
5月	4	12	7	23	65.7	74	55.9
6月	6	19	5	30	130.4	73	133.1
7月	15	23	15	53	151.4	159	186.5
8月	2	10	7	19	54.3	62	52.2
9月	6	13	9	28	103.7	87	91.9
10月	4	42	7	53	123.3	148	120.2
11月	7	19	6	32	100.0	90	60.6
12月	4	14	5	23	100.0	71	97.3
1月	3	12	5	20	100.0	50	60.7
2月	2	15	4	21	75.0	47	56.4
3月	1	5	5	11	40.7	31	44.3
計	64	202	80	346	99.4	974	86.1

(2) 再輸出不履行に係る S C C カルネに関する輸入税の支払い実績

当協会発給カルネについて、台湾税関（台湾保証団体経由）に支払った事案
3件／170万円

4. カルネ制度の普及・広報活動

(1) 日本商工会議所発行「会議所ニュース」及び月刊誌「石垣」に継続してカルネの P R 広告を掲載した。

(2) 大阪商工会議所発行「大商ニュース」にカルネの P R 広告を掲載した（令和元年6月、令和2年2月）。

5. カルネの電子申請

カルネは、現在、各国とも統一様式の書類で発給されているが、将来の電子発給を遠景に置きつつ、申請者の利便性の向上及び当協会の業務効率化を図るため、現在の書類による発給申請から電子申請に移行するためのシステムの開発に着手した。

選定したシステム開発業者（(株) SGN）と4月に契約を締結し、7月には要件定義が完了し、1月には基本設計が完了し、2月からメイン開発に入り、3月末までメイン開発は順調に進んだ。

今後の計画は、令和2年4月中にメイン開発を完了し、8月までにテスト・修正を終え、9月に説明会を実施し、10月から事前登録を開始して、11月からシステムを稼働する予定である。ただし、新型コロナウイルスの影響で変更を余儀なくされる可能性がある。

開発費用は、約4,300万円（税込）の予定で、他に保守費用及びサーバー賃借料が毎年約1,200万円要する見込みである。

V. 協会全体の事業等

1. ウェブサイトのリニューアル

当協会のウェブサイトを3月に全面的にリニューアルした。デザインを一新し、スマートフォンやタブレットからのアクセスにも対応し、利用者が当協会の事業に関する基本的な情報に、よりアクセスしやすい環境を整えた。

2. 新型コロナウイルスの感染防止

新型コロナウイルスの職員への感染及び職員が感染した場合の来訪者への感染を防止するため、3月6日から時差出勤を開始し、3月30日からはテレワークを開始した。

テレワークの実施については、下記3. BCP模擬訓練が役立った。

3. 事業継続計画（BCP）

大規模災害等発生時の事業継続の確保のため、東京本部及び大阪事務所が機能喪失したとの想定の下に、2月から3月にかけて模擬訓練を実施し、部署ごとに自宅PCからクラウドに保管している情報へのアクセス及び業務関係先へのメール連絡の訓練を行い、問題なく出来ることを確認した。

4. 防災計画

当協会の防災計画に基づき、2月の休日に大規模地震が発生した想定で、安否状況（役職員及び家族の怪我等の有無・状況、家屋の損壊等の有無・状況）の確認訓練を実施した。この安否訓練は、事業継続計画で規定している緊急時の協会運営の意思決定に係る権限委任の確定上必須事項であるが、訓練当日は、手順どおりに実施でき、連絡体制・手段の確認等ができた

5. 個人情報保護及びマイナンバー管理

昨年度における個人情報の保有・管理状況等及びマイナンバー禁止行為の遵守状況等について、各部署から7月に報告させ、また、8月及び2月にはマイナンバー管理担当者からマイナンバー取得・管理状況等を報告させ、個人情報及びマイナンバーともに適切に取得・管理等が行われていることを確認した。

VI. 会議の開催

1. 理事会

(1) 第38回理事会：令和元年5月15日開催（書面表決）

【決議事項】第11回定時社員総会の招集（開催）の件

(2) 第39回理事会：令和元年6月5日開催（場所：KKRホテル東京）

【決議事項】

第1号議案 平成30年度事業報告及び決算（案）について

第2号議案 新入会員の承認について

【報告事項】

報告事項1 カルネの電子申請について

報告事項2 商事仲裁規則等の改正制定と施行後の広報啓発その他の規則運用に必要な諸活動の実施状況について

(3) 第40回理事会：令和元年6月5日開催（場所：KKRホテル東京）

【決議事項】

第1号議案 理事長（代表理事）の選定について

第2号議案 役員報酬額の理事会承認（平成28年6月2日）の改正について

第3号議案 顧問、参与の推薦について

(4) 第41回理事会：令和元年7月22日開催（書面表決）

【決議事項】

第1号議案 理事長（代表理事）選定の件

(5) 第42回理事会：令和元年12月3日開催（場所：如水会館）

【決議事項】

第1号議案 調停規則の改正について

【報告事項】

報告事項1 令和元年度上期（4月～11月）の業務報告について

報告事項2 最近の仲裁に関わる国内の動向と協会としての取り組みについて

2. 総 会

第111回定時社員総会：令和元年6月5日開催（場所：KKRホテル東京）

【報告事項】

報告事項1 平成30年度事業報告について

報告事項2 カルネの電子申請について

報告事項3 商事仲裁規則等の改正制定と施行後の広報啓発その他の規則運用に必要な諸活動の実施状況について

【決議事項】

第1号議案 平成30年度決算（案）について

第2号議案 理事の選任について

VII. 会員等状況

1. 会 員

令和2年3月末現在の正会員数は、511社（令和元年度入会：2社、同年度退会：32社、前年度比：30社減）であり、賛助会員数は40名（令和元年度入会：4名、同年度退会：3名、前年度比：1名増）であった。

2. 役員等

役員等の就任状況は、代表理事・理事長1名、業務執行理事・常務理事1名、特定業務執行理事（仲裁・調停担当）1名、理事24名、監事2名、最高顧問1名、特別顧問6名、顧問5名、参与4名であった。

VIII. 参考資料「主催セミナー・研究会一覧」

1. 主催セミナー

(1) 国際契約におけるリスク対応

(a) 英文契約書実務入門－明日から実践できる「考え方」を学ぶ－（5月23日）

内容：英文契約にこれまで触れた経験が少ない企業担当者を主たる対象として、国際取引に必須の英文契約書の基礎知識を習得するとともに、各種契約書を作成する際に応用の効く思考方法についても学ぶことを目的として開催した。

講師：仲谷栄一郎氏（弁護士）

参加者：36名

(b) ここが国際仲裁の勝敗を分ける－証人尋問の実演を通して学ぶ、自社を守るための特別授業－（前半：6月12日、後半：7月3日）

内容：証人尋問の結果は、仲裁の勝敗の帰趨に大きな影響を及ぼす。そこで前編と後編の2回に分けて、証人尋問を乗り切るための留意点と紛争を予防するための効果的な契約ドラフティングについて解説するとともに、証人尋問の実演やワークショップにより体感的に学ぶことを目的として開催した。

講師：井口直樹氏（弁護士）（外6名）

参加者：22名（前半）、17名（後半）

(c) 中小企業の国際取引のトラブル・紛争解決入門セミナー（神戸商工会議所と共催）（6月13日）

内容：国際取引が未経験の日本の中小企業にとって、国内取引とは全く異なる特徴と多くのリスクがあることから、海外取引を始めたい中小企業を対象に、国際商取引から生じるトラブル、紛争解決方法の基礎について分かり易く解説した。

講師：大貫雅晴氏

参加者：32名

(d) 英文契約によるリスクマネジメント入門（大阪商工会議所との共催）

〔1〕総論・一般条項（7月22日）

〔2〕秘密保持契約・売買契約・販売店契約等各論編（9月17日）

内容：英文契約書の読解やドラフティングに必要な基礎知識を習得したい企業担当者を主たる対象として、英文契約書の各主要条項について固有の発想や考え方、特有の表現や、交渉の準備段階から契約締結後の各段階において法務リスク管理の観点から常に意識しておくべき基本的なポイント等について解説した。

講師：児玉実史氏（弁護士）

参加者：27名〔1〕、34名〔2〕

(e) 裁判例・実例に学ぶ英文契約書の読み方（10月18日）

内容：実際に裁判になったり争いになったりした英文契約書の条文を素材にして、条文のささいな言葉から生じる問題を避けるために、どのような点に注意すればよいかについて解説した。

講師：仲谷栄一郎氏（弁護士）

参加者：24名

(f) 海外M&A事業を成功へ導く法務リスクマネジメント（大阪商工会議所、ジェトロ大阪との共催）（11月18日）

内容：海外M&A事業を始めるにあたっての心構えと、M&A契約の実例をベースに、その基本的な構造や内容、作成上のポイントを中心に解説した。

講師：小林和弘氏（弁護士）

参加者：11名

(2) その他

(a) 法務機能強化と弁護士活用策～企業価値向上のための処方箋～（大阪商工会議所、ジェトロ大阪との共催）（12月11日）

内容：企業経営力と法務の付加価値向上を目指すべく、法務機能の役割と在り方を見直す上での課題整理と、社内外での弁護士の効果的かつ効率的な活用法の観点から、実務上の問題点とその解決策のヒントや留意点を解説した。

講師：浜辺陽一郎氏（大学教授、弁護士）

参加者：12名

(b) 租税条約を読みこなそうーOECDモデル条約テキストとし最後に租税条約適用届出書を作成しますー（1月23日）

内容：租税条約（OECDモデル条約）の各条項について解説し、同条約の適用届出書の作成をした。

講師：柴田篤氏（税理士）

参加者：12名

(c) 貿易実務セミナー「インコタームズ2020を理解する講座」（1月29日）

主催：大阪商工会議所

内容：令和2年1月1日に発効した「インコタームズ2020」の各取引条件の解釈や、旧版「インコタームズ2010」との比較、並びにインコタームズ使用上の留意点についてケーススタディを用いて解説した。

講師：吉田友之氏（大学教授）

参加者：63名

2. 主催研究会

- (a) 「国際取引研究会」を名古屋事務所において開催し、以下のテーマで調査・研究を行った。
- (b) 一帯一路での国際商事紛争処理における日中協力の可能性：ベトナム国際商事仲裁の事例から（5月21日）
- (c) 秘密保持契約についてもう一度考えてみよう（7月16日）
雇用契約に関する米国最高裁判決と最近の紛争解決に関する条約（9月17日）
- (d) IT・AI・データビジネスの国際法務（11月18日）